

令和4年6月1日
あさか野農業協同組合
企画課

ヘルpline通報窓口の設置について

あさか野農業協同組合では、組合内の不祥事の未然防止、早期発見及び是正を図り、組合のコンプライアンス経営の強化に資することを目的とし、ヘルpline通報窓口を設置しております。ヘルplineとは、組合の業務に関して、通報対象等に抵触する可能性のある事項を発見した通報者が、職場環境等のため職制による報告ルートを活用することが不可能もしくは困難な場合に、通報等を行う制度になります。

通報等を受けた場合には、通報者の匿名性が確保されるよう十分配慮し、誠実に対応するように努め、通報内容を検討した上で、事実確認・原因究明に向けて適切な措置を講じてまいります。

・通報内容の範囲

倫理・法令・内部規定等に違反する事項、不正行為、人事労務上の問題、ハラスメント行為、その他組合の組合員・利用者・取引先及び組合に損害が及ぶ可能性がある行為

・通報窓口の利用者

組合の役員及び職員（派遣職員、契約職員、嘱託職員、パート・アルバイトを含む。）
並びに退職してから1年以内の職員

・通報手段

電話、電子メール、web、郵便、面談によるものとします。

窓 口：あさか野農業協同組合 企画管理部 企画課

住 所：〒351-0023 埼玉県朝霞市大字溝沼 466

電 話：080-8893-4027

電子メール：info_001@askn.st-ja.or.jp